

金融機関等が対象事業者に行おうとする資金の貸付けが当該対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準を定める件

(平成十五年五月二日内閣府・財務省・経済産業省告示第二号)

株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号)第三十一条第一項第一号の規定に基づき、金融機関等が対象事業者に行おうとする資金の貸付けが当該対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準を次のように定め、公布の日から適用する。

1 株式会社産業再生機構法第三十一条第一項第一号に規定する主務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項のすべてを満たすこととする。

一 当該貸付けの目的が、対象事業者に対して、買取決定が行われると見込まれる日までの間における当該事業者の資金繰りのために合理的に必要な資金を貸し付けるためであること。

二 当該貸付けの金額が、同時期に対象事業者の資金繰りのために行われる他の信用供与の金額と比較して特に多い等、その貸付けが行われなければ対象事業者の資金繰りに困難が生じる程度に多いものであること。

三 当該貸付けの償還期限が、対象事業者に対する買取決定が行われると見込まれる日より後であること。

四 当該貸付けを行うことが、次に掲げる条件を満たしていること等により容易である場合に該当しないこと。

イ 当該貸付けに係る金利の水準が、対象事業者が再生支援の申込みを行う前に借り入れた同種の貸付けに係る金利の水準と比較して著しく高いものであること。

ロ 当該貸付けについて、対象事業者が十分な担保を提供することができること。

2 前項に規定する「対象事業者」、「買取決定」又は「再生支援」とは、それぞれ株式会社産業再生機構法第二十三条

第一項、第二十五条第一項又は第二十一条第一項に規定する対象事業者、買取決定又は再生支援をいう。